

中小企業アドバイザー（中心市街地活性化）の業務について

中心市街地活性化協議会等（以下協議会等）に対し、以下のような中心市街地活性化事業に関するアドバイスをして頂く事業（予定）となります。

A. 中心市街地活性化協議会等の設立・運営に係わるアドバイス

- 1) 協議会の設立準備
- 2) 協議会設立後の運営方法体制強化
- 3) 協議会設立に向けたまちづくり会社等（法15条第1項）の設立・運営改善
- 4) 協議会による行政への基本計画に対する意見に関する検討協議
- 5) 基本計画第7章（商業の活性化）への掲載を目指す事業全般に係わる検討
- 6) タウンマネジメントに関する具体的な課題解決
- 7) タウンマネージャーの活動が成果をあげるための仕組み構築
- 8) その他機構が認めるテーマ

B. 基本計画、第7章の掲載事業、若しくは掲載を目指す事業の実施に係わるアドバイス

- 1) 施設整備や施設運営についての事業主体の構築
- 2) 施設整備計画の策定及び見直し
- 3) 施設運営計画の策定及び見直し
- 4) 施設運営計画の実行と改善
- 5) ソフト事業の運営体制についての事業主体の構築
- 6) ソフト事業の計画策定及び見直し
- 7) ソフト事業の計画の実行と改善
- 8) その他機構が認めるテーマ

※アドバイスは、原則として申込者である協議会等に対して行って頂きます。